

專門實踐教育訓練明示書

〔特記事項〕

専門実践教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1) 資格取得状況

① 前年度の修了者数	37 人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	39 人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	0 人	受験率(③/②)	0.0	%
④ ③のうち合格者数	0 人	合格率(④/③)	0.0	%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	25 人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	12 人	就職・在職率(⑤+⑥)/②	94.9	%

※1 前年度の修了者の中、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。

この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。

※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。

(2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数	7 人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	4 人	②A: 就業者計 4人	
	2 非正社員、派遣社員	0 人		
	3 その他の就業(自営業等)	0 人		
	4 非就業	3 人		②B: 非就業者計 4人
③ 受講開始前と現在の就業先の変化	1 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ	3 人	(3)の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下) 4人	
	2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる(転職)	1 人		
	3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない	0 人		
④ 受講後の就業形態	1 正社員	6 人	④A: 就業者計 6人	
	2 非正社員、派遣社員	0 人		
	3 その他の就業(自営業等)	0 人		
	4 非就業者	1 人		④B: 非就業者計 5人
⑤ 受講後の賃金変化	1 3割以上増加した	1 人	(5)の回答数合計 ※④Aと同数(又はそれ以下) 12人	
	2 1割以上3割未満増加した	0 人		
	3 1割未満増加した	2 人		
	4 変わらない	2 人		
	5 1割未満減少した	0 人		
	6 1割以上3割未満減少した	0 人		
	7 3割以上減少した	0 人		
⑥ 講座の受講の効果	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	3 人	(6)の回答数合計 12人	
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	0 人		
	3 社内外の評価が高まる	3 人		
	4 早期に転職・再就職できる	0 人		
	5 希望の職種・業界に転職・再就職できる	0 人		
	6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる	1 人		
	7 趣味・教養に役立つ	2 人		
	8 その他の効果	1 人		
	9 特に効果はない	2 人		
⑦ 受講開始時に就業していなかった受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	2 人	(7)の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下) 2人	
	2 受講修了後3~6か月以内に就職した	0 人		
	3 受講修了後6~12か月以内に就職した	0 人		
	4 就職していない	0 人		
⑧ 講座の全体評価	1 大変満足	2 人	(8)の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下) 5人	
	2 おおむね満足	3 人		
	3 どちらとも言えない	0 人		
	4 やや不満	0 人		
	5 大いに不満	0 人		

(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法	
1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の	茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻ディプロマ・ポリシーによる 把握・測定方法
(通信制講座の場合)	
スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	

専門実践教育訓練明示書

6. 受講効果の把握方法			
(1)受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)	出席率 66%(2/3)以上、試験合格率5段階評価(上から3段階以上合格)、補講・追試はその他 追試は、研究科委員会の議を経て行われる。(茨城大学大学院教育学研究科規程第11条第2項)		
(2)受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻カリキュラム・ポリシーによる。 履修科目的単位授与は、試験その他の方法によって授業科目的担当教員が行う。		
(3)修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	研究科に2年以上在学し、研究科所定の科目について48単位以上修得すること。(茨城大学大学院教育学研究科規程第13条)		
(4)修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	茨城大学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻ディプロマ・ポリシーによる。		
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法			
(1)受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	日常的に相談や助言に当たれるよう、学生1人に対して2名のコース担当教員(主担当・副担当)を配置する指導体制を組んでいる。担当間で学生の学修状況等を相互に情報交換をしながら指導にあたり、きめ細かく対応できるようにしている。		
(2)受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例:資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	全学教職センターにおいて、自己アピール・自己PRの書き方、個人・集団面接、模擬授業、論作文、教職教養等の採用試験に関する相談・支援を行っている。加えて、学校現場において、管理職等の経験を有する実務家教員により、教員採用試験に関する相談や論作文、面接・集団討論等、採用試験合格に向けた実践的な指導・助言を行っている。		
8. その他の事項			
指定教育訓練実施者名 及び代表者名	国立大学法人茨城大学 (代表者名: 学長 太田 寛行)		
住所及び連絡先	〒310-8512 茨城県水戸市文京2-1-1 TEL 029-228-8111		
施設名称及び施設長名	茨城大学大学院 (施設長: 勝二 博亮)		
住所及び連絡先	〒310-8512 茨城県水戸市文京2-1-1 TEL 029-228-8200		
苦情受付者	事務局 学部等支援部 水戸地区事務課 教育学部学務グループ	事務担当者	氏名 渡邊 紗矢香 所属 事務局 学部等支援部 水戸地区事務課 教育学部学務グループ
連絡先	TEL 029-228-8204	連絡先	TEL 029-228-8208
専門実践教育訓練経費	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) ① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合には その差引き後の税込額とすること。)	1,353,600 円 282,000 円	
支払い方法 ①一括払 ②分割払 ③両方可能	②受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合には その差引き後の税込額とすること。)	円 第1期 267,900 円 第2期 267,900 円 第3期 267,900 円 第4期 267,900 円 第5期 0 円 第6期 0 円 (うち、必須教材費 0 円)	
	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④)	0 円	
	① 任意の教材費(税込額) ② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額) ③ 施設維持費(税込額) ④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)	0 円 0 円 0 円 0 円	
	3. 総額 (1+2) (税込額)	1,353,600 円	

教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。
 - (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。
 - (3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。
 - (4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。
- また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。